

令和3年度山鹿市店舗改装等魅力向上支援事業補助金

1. 目的

国内外の観光客の誘致やまちなかのにぎわい創出のため、空き店舗対策や宿泊施設支援に続く事業として、市内店舗を対象に市内施工業者を活用して店舗の魅力向上を図る取り組みを支援します。これにより、店舗の来客数の増加や域内投資を促し、地域経済の好循環の拡大を図ります。

2. 事業概要

(1) 補助対象

下記の要件をすべて満たしていること

- ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、山鹿市に住民登録のある個人又は山鹿市に法人届のある法人
- ②市内の対面販売・サービスを行う店舗で、小売業、飲食業、サービス業（理容業・美容業・浴場・エステ・ネイル等）を営む者又は新たに行なう者
- ③市内に住所のある個人事業主又は、市内に本店、支店、営業所を有する法人が施工等を行うこと。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（第1項第1号から第3号を除く。）に規定する業務を営む者でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ⑥チェーン店、フランチャイズ、店舗面積 1,000 m²以上の店舗でないこと。
- ⑦令和2年度にこの補助金の交付を受けていないこと。

(2) 事業期間 交付決定日から令和4年2月末日までに事業完了すること

(3) 補助内容

補助率：1/2

補助上限額：50万円

対象事業：集客向上や業務効率化を図る店舗内の改装工事及び業務用備品の購入

- ①工事：外観（看板、入口面に限る）、内装、給排水、空調工事等
- ②備品：店舗運営に必要な業務用備品（椅子、机、ソファ、商品棚、冷蔵・冷凍庫、調理設備等）来客・厨房スペースに限る。

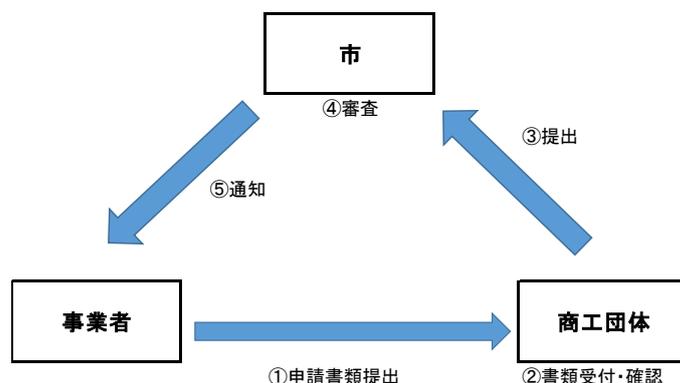
※駐車場、倉庫、事務所、店舗外の上下水道等の接続工事等は補助対象外です。

※補助対象となる事業下限額が50万円以上であること。

※景観基準対象地域における外観工事は、都市計画課の修景基準を満たす必要があります。

3. 申請方法

申請等にあたっては、商工団体と連携して実施します。



受付

申請受付開始：令和3年7月 1日（木）

申請受付終了：令和3年8月12日（木）

交付決定通知：9月上旬を予定（交付決定日前の着工は補助対象外）

※申請状況により、二次受付を実施することがあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図る取り組みについては、加点を行います。（換気機能のないエアコン設置は加点対象となりません。）

●工事の例

- ・ 入口部分の外壁の塗り直し
- ・ 襖、障子、網戸、畳の張替え、扉、窓ガラス、サッシの交換
- ・ 看板や入口照明、提灯等の設置
- ・ 床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え
- ・ 厨房の改修、給排水設備、給湯設備、電気・ガスに関するもの
- ・ エアコンの設置、その他空調に関するもの
- ・ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの
- ・ 理容業、美容業の客用椅子の取替え

●備品の例

- ・ 椅子、テーブル、カーテン、ブラインド、商品陳列棚（ショーケース）
- ・ 業務用冷蔵庫・冷凍庫、業務用の調理設備（エアコンを除き家電は対象外）
- ・ 山鹿和紙工芸品（山鹿灯籠等・来民うちわ）

※詳しくは山鹿市のホームページをご確認ください

問い合わせ先

山鹿商工会議所	0968-43-4111
山鹿市商工会	0968-46-2141
山鹿市商工観光課	0968-43-1579